

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員（第7条―第11条）

第2節 理事会（第12条―第15条）

第3節 業務の範囲及びその執行（第16条―第18条）

第3章 資本金等（第19条・第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担及び連携のもと、静岡市の医療施策として求められる救急医療、高度医療等を提供することにより、医療の水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、静岡市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を静岡市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、静岡市公告式条例（平成15年静岡市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲出して行う。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

(役員の数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は静岡市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員の名命)

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員の名期)

第10条 理事長及び副理事長の名期は、4年とする。

2 理事の名期は、2年とする。

3 監事の名期は、任命の日から、理事長の名期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。

4 補欠の役員の名期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

(職員に関する事項)

第11条 職員の名の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を記載した書面を付しての要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の運営)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 静岡市立静岡病院

所在地 静岡市葵区追手町10番93号

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

（業務方法書）

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

（資本金等）

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により、静岡市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

（残余財産の帰属）

第20条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該財産は、静岡市に帰属する。

第4章 雑則

（規程への委任）

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

（役員の特例）

2 この定款の施行の日以後、最初に任命される理事長及び副理事長並びに理事及び監事の任期は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定については、総務大臣の認可があった日から施行する。

別表（第19条関係）

1 土地

所在地番	地積 (㎡)
静岡市葵区追手町61番7	8,495.76
静岡市葵区追手町229番132	1,609.65
静岡市葵区追手町234番12	96.65
静岡市葵区追手町259番5	6.32
静岡市葵区北安東四丁目1022番12	209.94
静岡市葵区北安東四丁目1022番13	209.70
静岡市葵区追手町259番6	2,661.51のうち持ち分4,000,000分の 45,644
静岡市葵区上足洗一丁目135番2	1,603.14
静岡市葵区大岩本町281番	829.03

2 建物

施設名	所在	床面積又は 延べ床面積 (㎡)
病院西館、東館及び 駐車場棟	静岡市葵区追手町61番地7、229番地132、 259番地5	55,674.55
病院北館	静岡市葵区追手町61番地7	1,739.99
医師住宅	静岡市葵区北安東四丁目1022番地12、1022 番地13	544.97
医師住宅	静岡市葵区追手町259番地6	179.81
医師住宅	静岡市葵区上足洗一丁目135番地2	1,794.72